

「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」群馬県実施要項
(新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動)

令和2年5月 社会福祉法人 群馬県共同募金会

1 キャンペーン概要

今般の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「感染症」という。)の拡大等の影響で浮き彫りになった、地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題を解決するために、支援活動を行う団体等へ助成するとともに、その財源となる寄付を全国協調で呼びかけることで、この困難の局面をみんなで乗り越えていこうと働きかけるキャンペーンです。

2 実施趣旨

- ・令和2年4月7日に、感染症拡大にかかる緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出され、4月16日には対象が全都道府県に拡大されました。
- ・今後、感染症拡大及び緊急事態宣言の影響を受け、地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題が、長期化、深刻化していくことが強く憂慮される事態となっております。
- ・群馬県共同募金会では、全国の共同募金会及び中央共同募金会とともに、「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」(以下「当キャンペーン」という。)を協働実施し、感染症拡大等の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族を支援するさまざまな活動へ助成します。
- ・助成財源は、当キャンペーンで呼びかけて集める寄付金及び中央共同募金会から提供される資金です。当キャンペーンは、例年行っている共同募金運動とは別枠で緊急的に取り組みますが、助成対象とする事業は平時の地域福祉と地続きであると考え、次年度以降の地域福祉を支えるための共同募金運動とも関連づけながら効果的に実施していくよう努めます。

3 実施者

(実施主体)群馬県共同募金会

(協働実施)全国の都道府県共同募金会及び中央共同募金会

4 協力

群馬県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会

5 キャンペーン詳細

(1) 寄付金募集について

- ① 募集期間: 令和2年5月14日(木)から6月30日(火)
社会情勢及び寄付の状況によって延長する場合があります。
- ② 受入口座: 群馬銀行 県庁支店 普通預金 口座番号0036376
(口座名義)社会福祉法人群馬県共同募金会
※振込手数料はご負担下さいますようお願いいたします。

③ その他の寄付方法

インターネットを活用した寄付方法(都道府県を選択したネット募金(クレカ・ペイジー等を活用)、会社等の社員様向け web 募金箱、Paypay による決済など)もございますので、詳しくは群馬県共同募金会ホームページをご覧ください。

④ 税制優遇及び領収書について

当キャンペーンへのご寄付は、特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となります。(例年の共同募金運動への寄付に関する税制優遇とは異なりますのでご注意ください。)

領収書を必要とされる場合は、別途定める「寄付申込書」様式に必要事項をご記入いただき、FAX・E-mail 等によりお送りください。

なお、寄付申込の状況によっては、領収書発行に相当期間をいただきますのでご了承下さい。

⑤ 群馬県共同募金会ホームページへの掲載

群馬県共同募金会では、5月下旬にホームページをリニューアルする予定です。

一定額以上のご寄付を下された企業・団体等でご希望がある場合は、群馬県共同募金会ホームページの「赤い羽根サポーター」のコーナーでご紹介いたします。詳細はお問合せ下さい。

⑥ その他留意事項

募金及び助成申請の状況等により助成規模を調整しますが、集まった寄付金に残額が出た場合には、群馬県内の困りごとをかかえる子どもたちとその保護者の支援のために活用させていただきます。

なお、助成結果等については群馬県共同募金会のホームページで報告します。

(2) 助成実施について

① 助成総額： 300万円(当キャンペーンによる寄付総額により変動します。)

② 助成件数の目安： 10件(1件30万円として算出)

③ 助成内容

◇申請者： 非営利活動を目的として設立された法人及び団体で、群馬県内で活動するもの。

◇対象事業： 感染症拡大等の影響で浮き彫りになった、地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題を解決するために、地域住民やボランティア等と連携し創意工夫して取り組む事業

◇対象期間： 令和2年度中に実施する事業で、次のいずれかの条件を満たすもの。

・助成申請以前から取り組み、助成決定以後もしばらく継続するもの。

・助成決定後すぐに着手し、しばらく継続するもの。

いずれの場合も、同じ事業形態を継続する必要はなく、取り組む課題や目的が一貫して変わらなければ、手法としての事業形態は状況に応じて変化させて構いません。

◇対象経費： 対象事業の経費として特定できるものであれば計上できます。

◇助成申請上限額： 30万円(対象経費に対する助成金割合は問いません。)

ただし、1申請者が提出できる申請は1件のみです。

◇留意事項： 申請多数の場合は、今後の社会情勢の変化を見通して、人々の「つながりの再構築」を目指す視点で審査を行い、優先順位をつけて選考します。

④ 申請方法及び受付×切

◇申請方法： 別途定める「申請書」及び添付書類を E-mail にて送信して下さい。

◇受付×切： 第1回は令和2年5月31日(日)E-mail 受信分までとします。

以降、追加募集する場合は群馬県共同募金会ホームページで公表します。

⑤ 審査・決定から精算までの流れ

◇審査： 書類審査とし、中央共同募金会及び群馬県社会福祉協議会の助言をいただきながら、群馬県共同募金会で行います。

◇決定： 第1回申請受付分について、令和2年6月10日(水)までに助成可否を決定し、通知します。

以降、助成申請を追加募集した場合は、その都度スケジュールを示します。

◇交付： 助成決定後、別途定める「交付請求書」の提出を随時受け付け、数日後に振り込みます。

◇精算：事業完了後1カ月以内に、別途定める「完了報告書」をご提出下さい。

助成金に残金がある場合は、完了報告書提出時に返還して下さい。

なお、助成対象事業以外への流用が認められた場合は返還を求めますのでご承知おき下さい。

6 当キャンペーンにかかるお問合せ先

<群馬県共同募金会事務局>

所在地：〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

電話：027-255-6596

FAX：027-255-6214

E-mail：info2@akaihane-gunma.or.jp（助成申請書はこのアドレスに送信して下さい。）

ホームページ：<http://www.akaihane-gunma.or.jp>（当キャンペーン期間中に変更予定あり）

担当者：坂本（寄付担当）、星野（助成担当）